

坂出市長 有福 哲二 殿

坂出市情報公開審査会
会長 吉 田 清 志

答 申

坂政第 6 1 号令和 4 年 5 月 3 1 日付けで貴職から当審査会に諮問のあった、行政文書一部公開決定に対する審査請求について、次のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

審査請求人の請求は一部理由があり、その内容は、第 5, 1 ないし 8 (7 ~ 11 ページ) および本書末尾添付の「別紙」のとおりである。

第 2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和 3 年 11 月 17 日、坂出市情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条の規定により、坂出市長に対して、坂出市●●町に建設された名称●●●●●のマンション建設に係る 10 項目の行政文書の公開請求を行い、これに対し坂出市長は、条例第 15 条第 1 項の規定により、当該情報に係る第三者に対して意見書の提出機会を与えた上で、同年 12 月 28 日付で審査請求人に対して請求のあった行政文書について、その一部を公開する決定を通知した。

- (2) これに対し審査請求人は、令和4年3月25日、市長に対し、
- 1) 非公開とされた文書の公開
 - 2) 自己に関する個人情報の存否及び文書の公開
 - 3) 文書の存否及び公開
- を求めて審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨および理由

1. 非公開とされた資料の部分開示を求めるもの

- (1) 「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書」に添付されている「建設過程における周辺の住環境への配慮および良好な近隣関係の確保 概要書」（以下「概要書」という。）の内容が全て黒塗りにになっている。これらを公開しても法人の利益を害するおそれがあるとはいえず、少なくとも氏名等特定の個人を識別することができることとなる記述を除いた部分についての公開を求める。
- (2) 「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業計画書」および「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書」に記されている、設計者、工事監理者に関する事項が黒塗りにされているので公開を求める。これを公開しても法人の正当な利益を害するものとはいえず、又、建築士法第6条第2項、同法施行規則第3条には、一級建築士名簿が閲覧に供されることになっているので、法令により何人でも閲覧できる情報である。
- (3) 補助金交付申請時の提出資料中の「工事請負契約書写し」に添付されている「工事請負契約特記事項」が全て黒塗りとなっているので、公開を求める。これを公開しても、法人等の正当な利益を害するものとはいえず、又、部分公開の方法も可能と思われる。
- (4) ●●●●●建築に係る開発許可資料中の「開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書」に添付されている「委任状」の受任者欄の行政書士の氏名が黒塗りにされているので公開を求める。これは

行政書士連合会のホームページで検索閲覧できるので、慣行として公にされている情報である。

2. 自己に関する個人情報の存否及びその内容の開示を求めるもの

(1) 前記 1. (1) 記載の「概要書」は内容が全て黒塗りされている。

●●●●●建築時には、違法ともいえる騒音，振動，粉塵を発生させ，その結果審査請求人の自宅や自家用車等には相当の被害が出たが，●●●●●会社は何ら適切な対応をしていない。

そこで，上記概要書において，審査請求人に関する個人情報が記載されているか否か，記載されていればその内容全部の公開を求める。

3. 文書の存否及び存在する場合はその内容の開示を求めるもの

(1) 前記 1. (1) 記載の「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書」中の「6 認定基準に関する実績」の内，前記「概要書」に関して，坂出市として●●●●●会社とその建設過程において周辺の住環境への影響をどのように配慮し，又，良好な近隣関係を損なわないよう，どのように努めていたと認めて決裁承認したのか，その過程が判る文書の存否と存在する場合はその内容の公開を求める。

(2) ●●●●●建築に係る開発許可に関する資料の内に，マンション建設用地について分合筆される前の公図が添付されていないので，その存否と存在する場合はその公開を求める。

(3) ●●●●●の開発行為に際し，申請者と坂出市との事前協議がなされた上で，「開発行為または建築等に関する証明書」(60条証明)が申請されたと考えられるので，開発許可に関する事前協議文書の存否と存在する場合はその文書の公開を求める。

第4 実施機関の意見要旨

1.

(1) 審査請求人が公開を求める「建設過程における周辺の住環境への配慮および良好な近隣関係の確保 概要書」について

上記「概要書」は、「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書」の認定基準に関する実績のうち、建設過程における周辺の住環境への配慮および良好な近隣関係の確保の実績を記載したものとして提出されたものである。

当該概要書には、工事説明会だけでなく、周辺住民等からの個別の要望および対応について対応費用を含め具体的な記載があるため、文書全体としてこれを公開すれば法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、坂出市情報公開条例第7条第2号により黒塗りをを行い非公開としたものである。

また、当該概要書には、個人名については氏名表記ではなくアルファベット表記になっているが、個別の要望および対応についての記載があり、文章から個人を類推し、個人の権利利益を害するおそれがあることから、該当する部分については、同条例同条第1号により、非公開としたものである。

(2) 設計者および工事監理者に関する事項について

設計者については、事業者が設計を委託した者であり、法人間の提携、下請等に関する情報であるため、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、黒塗りをを行い非公開としたものである

また、工事監理者および工事施工者については、法人間の提携、下請等に関する情報であるが、中高層共同住宅の建設に直接的に携わる者であることから、法人名を公開したものである。ただし、法人の担当者氏名については、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、黒塗りをを行い非公開としたものである。

(3) 「工事請負契約特記事項」について

「工事請負契約特記事項」については、事業者と工事請負者との

間で取り交わした請書に係る特記事項を記載した書類であり，法人間の提携，下請等に関する情報であるため，法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，黒塗りを行い非公開としたものである。

- (4) 「開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書」に添付の委任状における行政書士の氏名等について

開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請について，市がここで非公開とした部分は事業者が建築士に委任を行った際の当該建築士の氏名である。取引先の建築士の氏名が明らかとなった場合には，事業者と建築士との取引が公になることにより，当該事業者の利益が害されるおそれがあることから，坂出市情報公開条例第7条第2号により，黒塗りを行い非公開としたものである。

2. 「概要書」における審査請求人に関する個人情報について

「建設過程における周辺の住環境への配慮および良好な近隣関係の確保 概要書」については，上記1(1)のとおり非公開としたものである。

また，審査請求人に関する個人情報の記載の有無については，坂出市情報公開条例の手続きでは公開することができない。

なお，個人情報の公開請求については，坂出市個人情報保護条例によることになる。

3.

- (1) 実績報告書の記載が認定基準に該当すると認めた決裁その他文書の存否と公開について

様式第9号「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書」における認定基準に関する実績のうち，「建設過程における周辺の住環境への配慮および良好な近隣関係の確保」に関する記載が，どのように認定基準の「中高層共同住宅の建設の過程において，

周辺の住環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めている」に該当すると認めたかについては、当該実績報告書を添付した支出負担行為書(即決定)において「申請のあった補助金の交付については、内容を審査したところ適正であった」ので、補助金交付決定・確定通知書の交付を行うことについて決裁を行った旨の記載があるだけで、その他に承認過程が分かる文書は存在しない。

(2) 開発許可に関する資料としての分合筆前の公図等の存否と公開について

本市においては、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書の提出に当たり、証明を受けようとする土地に係る分合筆前の公図の写しを添付書類としていない。

その理由として、土地登記簿謄本(登記事項証明書)を添付書類としていることから、当該書類により証明を受けようとする土地の分合筆の経過等について確認できるためである。

(3) 開発許可に関する事前協議文書の存否と公開について

●●●跡地及び宅地分譲として開発許可を受けた4区画の区域については、●●●●●建築以前から、宅地として登記されている。なお、●●●跡地については都市計画法施行(昭和46年10月20日)前より宅地であるため、法不遡及の原則により、都市計画法第29条は適用されない。また、宅地分譲として開発許可を受けた4区画の区域については、平成20年に都市計画法第29条に基づく開発許可を行っている。

加えて、開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指すことから、既存の宅地を統合し一敷地とする場合(登記上の分合筆による権利区画の変更は開発行為に該当しない。)であっても、区画形質の変更がない限り、都市計画法第29条に基づく開発許可は不要と

解される。

以上のことから、開発許可に関する事前協議書及び関係文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1. 第3, 1.(1)について

審査請求人が公開を請求している文書は、建設事業者である法人が本件建物(●●●●●)建設に際し、建設過程において周辺の住環境への配慮および良好な近隣関係の確保のために対応した実績として記載されている文書である。その内容は周辺居住者に対する訪問説明や工事説明会の実施状況、および周辺住民等からの要望事項とそれに対する対応の内容、解決に要した費用の金額等が具体的に記載されている。

これについて検討するに、法人が行った住民に対する工事説明の実施状況に関する記載部分は、これを公開しても法人の正当な利益を害するおそれがあるとは思料されなため、公開するのが相当である。

次いで、周辺住民等からの個別の要望およびこれに対する法人の対応について記載されている部分については、住民の氏名はAからJまでのアルファベット表記にされているものの、この部分を公開すると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることになる情報であることから、坂出市情報公開条例第7条第1号の個人情報に関する情報と認められ、同号のただし書イに該当する事情は認められないので非公開とするのが相当である。又、個人情報には該当しないが、同種工事について、周辺住民からのどのような要望に対し、どのような費用を負担しているかの情報を公開することは、法人の同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とするのが相当である。

以上の点から、当審査会にて公開すべきと判断した内容は別紙(1

～ 4，本書末尾)のとおりである。

なお、坂出市情報公開条例第 21 条の 6 の規定では、審査請求人に答申を送付することとなっているが、別紙を送付すると、市長が本答申を受けて非公開部分の公開の是非を判断する以前に当該文書の非公開部分を公開することになるため、別紙については審査請求人に送付しない。

2. 第 3，1. (2) について

これに関する非公開部分は、「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業計画書」および「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書」中の「1. 建設者等の概要」に記載されている本件建物の「設計者」および「工事監理者」に係る資格、氏名、設計者についての建築士事務所名、郵便番号、所在地、電話番号に関する情報である。

これについて審査請求人は、一級建築士に関する情報は、建築士法、同法施行令の規定により一級建築士名簿として一般の閲覧に供されることになっているとして、上記文書中の非公開部分の公開を求めているが、本件非公開部分は、法人が本件建物の設計者および工事監理者として業務を依頼した相手方に関する情報であり、具体的な業務との関連が認められない名簿上の情報とを、同一に論ずることはできない。

しかしながら、本件建物と同規模の建築工事に際しては、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式によって「設計者」および「工事監理者」の氏名又は名称の表示をしなければならないとされており(建築基準法第 89 条第 1 項，同法施行規則第 11 条)，本件建物の工事現場においても本件設計士等の氏名等の表示がなされていたものと推認されることを考慮すると、工事完成後の時点であるとはいえ、本件建物に関する設計者，工事監理者の氏名等を非公開とするのは適切とは思料されない。

よって、この部分は公開すべきである。

3. 第3, 1. (3)について

審査請求人が公開を求める「工事請負契約特記事項」は、事業者と工事請負人間でなされた工事請負契約中、定型の契約書には記載されていない条項を特記条項として記載している部分であり、法人間の事業活動に関して取り決めた業者間の特別の契約条項である。これを公開することにより、同業他社に契約内容が伝わり、他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よってこの部分は非公開とするのが相当である。

4. 第3, 1. (4)について

審査請求人は「開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書」に添付されている委任状中の受任者の氏名の公開を求めている。

しかしながら、委任状における受任者の氏名等は、法人が委任事項の処理を依頼した相手に関するもので、委任者、受任者双方にとって事業活動に関する情報である。これを公開することにより、双方にとってその取引先との事業に支障を来すことも考えられ、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせることになる。

よってこの部分は非公開とするのが相当である。

5. 第3, 2. について

本項は、審査請求人が自己に関する個人情報¹の存否及びその内容の公開を求めるものである。審査請求人が公開を求める「概要書」においては、前記第5, 1. (7ページ)において述べた通り、文書の内容は建設事業者が●●●●●の建設過程において、周辺の住環境への配慮および良好な近隣関係の確保のために対応したとされる実績が記載されているものであって、周辺住民等からの要望事項、対応内容、解決費用額等が具体的に記載されているところ、住民等の個人名については氏名表記はされずに、AからJまでのアルファベット表示にされているものである。

審査請求人は、上記文書中に審査請求人に関する個人情報に記載されていればその部分の公開を求めると請求するが、「坂出市情報公開条例」によれば、個人情報や法人等の正当な利益を害するおそれがある情報を除いて行政文書の公開ができるもので、そこでは個人情報は一定の場合を除いて非公開とされているところ(同条例第7条第1号)、本件においてアルファベットで表示されている記載内容が、人の生命、健康、生活または財産を保護するために公にすることが必要であるとは考えられない(同条例第7条第1号ただし書イ)。

よって、本件は個人に関する情報として非公開とするのが相当である。

6. 第3, 3.(1)について

審査請求人は、坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業補助金について、補助金交付申請人から提出された「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書」中、「概要書」についての記載をどのように評価して決裁、承認したのか、その過程が分かる文書の存否と文書が存在している場合の文書の公開を求めている。

「坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業補助金交付要綱」第13条によれば、補助金交付申請には添付書類として(1)坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書と(2)その他市長が必要と認める書類が必要とされているところ、補助金交付申請者から提出される資料のチェック表を兼ねている(2)の提出図書一覧表(確認欄)によれば、補助金交付申請者から提出された文書の一覧表およびそれについて、審査請求人から文書公開請求がされている文書の写しは全て審査請求人に交付されているものと認められ、これに対して実施機関である坂出市において作成されている文書は審査請求人に交付されている「支出負担行為書」のみと認められ、その他に審査請求人が主張するような、実施機関が補助金の交付を決裁・承認した過程が分かる文書の存在は確認できなかった。

7. 第3, 3.(2)について

審査請求人は●●●●●の開発許可に関する添付資料として、対象土地の分合筆前の公図の公開を求めるが、「開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書」に必要な添付資料として分合筆前の公図は要求されておらず(上記交付申請書の裏面)、又、事業計画の認定申請時や補助金交付申請時に市長が提出を求める「提出図書一覧表」にもそのような公図の提出は要求されておらず、又、その存在は確認できなかった。

8. 第3, 3.(3)について

審査請求人は●●●●●の開発許可に関して、開発業者と坂出市との事前相談がなされた協議書の存否およびその公開を求めているところ、上記建物の建設は、いずれも都市計画法第29条に定める開発許可を受けなければならない事案でないことは、坂出市の意見(第4, 3.(3)6ページ)に記載されているとおりであり、「開発行為」であることを前提として開発許可に関する事前協議文書の公開を求める審査請求人の主張には理由がない。協議書なる該当の文書は存在しない。

なお、審査請求人の主張中、現地には高さ30cm以上の盛土箇所があったからこれを掘削して整地造成しているのは土地の区画形質の変更がされたことになるとの主張部分があるが、盛土部分の土地は全体の一部分であることから、審査請求人の主張のようには解されない。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は下記のとおりである。

年月日	処理内容
令和4年5月31日	諮問
令和4年9月29日	審議(第1回)
令和4年11月9日	審議(第2回)

以上

※ 別紙 1～4 については、これらを公開すると、市長が本答申を受けて非公開部分の公開の是非を判断する以前に当該文書の非公開部分を公開することになるため、公開しない。